

議員提案第76号

新潟市議会基本条例の制定について

新潟市議会基本条例を次のとおり制定するものとする。

平成23年2月17日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高橋三義

青柳正司

小山哲夫

渡辺有子

本岡良雄

青木学

室橋春季

吉田ひさみ

上杉知之

青木千代子

# 新潟市議会基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 議会及び議員（第3条 - 第7条）

#### 第3章 市民と議会（第8条 - 第10条）

#### 第4章 議会と市長等との関係（第11条 - 第13条）

#### 第5章 議会運営（第14条 - 第18条）

#### 第6章 議会の体制整備（第19条 - 第22条）

#### 第7章 補則（第23条・第24条）

### 附則

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。

自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。

議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。

新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及

び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。

よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

### (条例の遵守等)

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会を運営しなければなりません。

2 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

## 第2章 議会及び議員

### (議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

(1) 議案、陳情等(以下「議案等」といいます。)の審議及び審査をし、議決を行うこと。

(2) 自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。

(3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員(以下「市長等」といいます。)の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。

(5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- ( 1 ) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。
- ( 2 ) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- ( 3 ) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- ( 4 ) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

( 議員の活動原則 )

第 4 条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。

- ( 1 ) 市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
- ( 2 ) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- ( 3 ) 各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持つて的確な判断を行うこと。
- ( 4 ) 高い倫理性を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- ( 5 ) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

( 議長及び副議長 )

第 5 条 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。

2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。

3 前 2 項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

( 推進組織の設置 )

第 6 条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する

推進組織を設置します。

2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとしします。

3 前2項に定めるもののほか、推進組織については、別に定めます。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。

2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。

3 会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。

4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。

### 第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めます。

3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。

4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。

2 議会は、議会の広報及び広聴について不断に検証し、充実を図るものとします。

( 会議等の公開 )

第 10 条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。

2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。

#### 第 4 章 議会と市長等との関係

( 市長との関係 )

第 11 条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとします。

( 議会への説明等 )

第 12 条 市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」といいます。)を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。

( 1 ) 計画等の作成又は変更の理由及び経緯

( 2 ) 他の自治体の類似する計画等との比較検討

( 3 ) 市民参画の実施の有無及びその内容

( 4 ) 総合計画との整合性

( 5 ) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。

3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に

含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。

4 市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとします。

(議決事件)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。

## 第5章 議会運営

(議会運営)

第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。

(臨時会の招集)

第15条 議長は、市民の負託にこたえるため、会議に付議すべき事件がある場合は、議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。

2 議員定数の4分の1以上の者は、会議に付議すべき事件がある場合は、市長に臨時会の招集を請求することができます。

(議員間討議)

第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。

(委員会の活動)

第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第1

09条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。

3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間にかかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。

4 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事項の調査に当たり、市長等に資料の提出を求めることができます。この場合において、市長等は、誠実に対応するものとします。

(会議等における質疑応答等)

第18条 議員は、市長等の提出した計画等及び市政の課題について、会議等において論点及び争点が市民にとって明らかになるよう質疑し、又は質問します。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとします。

2 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。

## 第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。

(学識経験者等の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。

2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活



動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。

#### 第7章 補則

(別に条例で定める事項)

第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。